

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の加入者へ

●**保険料の減免制度** 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少した世帯等は、申請により減免が受けられます。対象者・要件等は下表をご覧ください。

| | 国民健康保険料 | 後期高齢者医療保険料 | 介護保険料 |
|----------|--|------------------------------------|---|
| 対象者・要件 | ①新型コロナウイルス感染症により、 主たる生計維持者 ※1が死亡または重篤な傷病を負った 世帯 ※2 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、 主たる生計維持者 ※1の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入（以下「事業収入等」といいます）の減少が見込まれ、次の⑦～⑨（介護保険料は⑤・⑦）の全てに該当する 世帯 ※2 | | 世帯の主たる生計維持者について、 ⑤事業収入等のいずれかの 減少額 ※3が 前年 ※4の当該事業収入等の額の10分の3以上 ⑦当該事業収入等に係る所得以外の 前年 ※4所得の合計額が400万円以下 |
| 減免される額 | 全部または一部（条件によります） | | 全部または10分の8 |
| 対象となる保険料 | 令和元年度分および令和2年度分の保険料で、2年2月1日～3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの | | |
| 受付開始日 | 受付中 | 7月15日(水) | 7月15日(水) |
| 問合せ | 台東区国保コールセンター TEL (6365) 2718 | 国民健康保険課後期高齢者保険係 TEL (5246) 1491 | 介護保険課資格・保険料担当 TEL (5246) 1242・1246 |

※1、※2…後期高齢者医療保険料・介護保険料は、※1を「被保険者の属する世帯の主たる生計維持者」、※2を「者」と読み替えてください。
※3…保険金、損害賠償等により補填される場合は、その金額を控除します。 ※4…前年とは、平成31年1月1日～令和元年12月31日までの1年間を指します。

●**傷病手当金の支給** **対象**新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかつた方※給与などの支払いを受けている方に限ります。**支給対象となる日数**労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労を予定していた日 **支給額**直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数 **適用期間**2年1月1日～9月30日（ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで）
問合せ国民健康保険「台東区国保コールセンター」TEL (6365) 2718 後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」TEL 0570-086-519

新型コロナウイルス感染症の影響による休業・離職等で、生活がお困りの方に対する貸付制度について

●**福祉資金緊急小口資金（特例貸付）**
対象休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のため、貸付を必要とする世帯 **貸付額**20万円以内（一括交付） **交付までの期間**申請から2週間程度 **据置期間**1年以内 **返済期間**2年以内（24回以内）

●**総合支援資金生活支援費（特例貸付）**
対象収入減や失業等による生活困窮により、日常生活の維持が困難となったため、

貸付を必要とし、福祉資金緊急小口資金を利用後も収入減が続く世帯 **貸付額**月額20万円以内（単身世帯は月額15万円以内）
※原則3か月以内 **交付までの期間**申請から30日程度 **据置期間**1年以内 **返済期間**10年以内（120回以内）

◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆
※連帯保証人は不要※緊急小口資金と総合支援金の同時申請は不可※生活保護受給世帯、他の道府県社会福祉協議会で貸付を受

けている世帯は対象外※今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還免除の場合あり **利息**無利息※期間までに返済不可の場合、延滞利息が発生 **申込方法**右記問合せ先に事前連絡の上、必要書類を郵送または持参※新型コロナウイルス感染防止のため、郵送による申請をお願いしています。また、持参による申請の場合、事前に日時の予約をお願いします。※本申請は必要な各種証

明書の交付手数料が無料になります。詳しくは、区HPをご覧ください。
申込み・問合せ〒110-0004 台東区下谷1-2-11 台東区社会福祉協議会生活支援室 TEL (5828) 7547
※必要な書類等詳しくは、台東区社会福祉協議会HPをご覧ください。



台東区経営持続化特別資金融資あっ旋をご利用ください

▷**対象**感染症の影響により、売上高等が減少
▷**融資限度額**500万円以内
▷**融資期間**運転資金8年以内（内据置12か月以内）
▷**貸付金利**2.0%以内（本人負担ゼロ）
▷**受付期間**9月30日(水)まで
▷**問合せ**産業振興課融資担当（台東区中小企業振興センター内）
TEL (5829) 4128

「新しい日常」に取り組んで宣言をしてみませんか

身体的距離を十分に確保した店づくりなど、新型コロナウイルス感染予防に取り組んで、安全・安心の店であることをアピールしていきませんか。
対象来店者がある区内店舗 **応援内容**新しい日常取組店舗であることをPRするための「宣言書」「宣言ステッカー」を配布します。宣言店については、Network たいとうや区HP等で紹介します。 **問合せ**産業振興課 TEL (5246) 1415



※感染予防対策については、業界ごとのガイドラインを参照してください。



宣言ステッカー・宣言書

特別定額給付金（1人10万円）申請を受付ています

申請期限9月1日(火)まで（消印有効）
台東区緊急経済対策コールセンター
・特別定額給付金の支給に関すること
・国や都の緊急経済対策に関すること
TEL 0120-001-556
月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分
※6月20日(土)は対応

特別定額給付金の申請方法については右記二次元コードよりご確認ください。



新型コロナウイルス相談チャットを開設しました

区民の皆さまをはじめ、多くの方々から新型コロナウイルス、特別定額給付金、保育園・小中学校などのご相談をいただいております。そのため、24時間ご利用いただける「新型コロナウイルス相談チャット」を開設しました。
このチャットは、台東区と厚生労働省のFAQ（よくある質問）から構成しています。カテゴリ別での検索や、チャット画面の下にあるメッセージ入力欄から質問形式による相談が可能です。ぜひ、ご利用ください。



〈区HPトップの右下をクリック〉



〈利用画面のイメージ〉

問合せ 情報政策課 TEL (5246) 9022

